

愛媛県建設工事請負業者選定要領

昭和 39 年 7 月 10 日  
告示第 607 号

改正	昭和 42 年 3 月 22 日告示第 251 号 昭和 45 年 4 月 1 日規則第 18 号 昭和 50 年 10 月 3 日告示第 1011 号 平成 2 年 1 月 26 日告示第 118 号 平成 8 年 4 月 1 日告示第 513 号 平成 12 年 11 月 6 日告示第 1546 号 平成 16 年 11 月 2 日告示第 2225 号 平成 17 年 3 月 29 日告示第 731 号 平成 18 年 8 月 29 日告示第 1295 号 平成 20 年 3 月 25 日告示第 467 号 平成 22 年 10 月 29 日告示第 1213 号 平成 26 年 11 月 7 日告示第 1239 号 平成 28 年 10 月 18 日告示第 1146 号 令和元年 6 月 28 日告示第 238 号 令和 2 年 10 月 27 日告示第 1157 号	昭和 45 年 3 月 27 日告示第 263 号 昭和 47 年 6 月 6 日告示第 546 号 昭和 56 年 4 月 1 日告示第 392 号 平成 6 年 11 月 18 日告示第 1275 号 平成 11 年 3 月 31 日告示第 499 号 平成 16 年 2 月 27 日告示第 375 号 平成 16 年 12 月 24 日告示第 2526 号 平成 18 年 4 月 28 日告示第 691 号 平成 18 年 10 月 31 日告示第 1593 号 平成 20 年 11 月 4 日告示第 1562 号 平成 24 年 11 月 2 日告示第 1312 号 平成 28 年 2 月 16 日告示第 167 号 平成 30 年 10 月 16 日告示第 978 号 令和元年 7 月 9 日告示第 305 号 令和 3 年 3 月 2 日告示第 219 号
----	---	---

愛媛県建設工事請負業者選定要領を次のように定める。

愛媛県建設工事請負業者選定要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に基づき、競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格及び競争契約又は随意契約に付そうとする場合における業者の選定要領を定めるものとする。

2 この要領の規定は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成 6 年 11 月愛媛県告示第 1275 号）第 2 条第 2 項に規定する特定建設工事共同企業体、同条第 3 項に規定する経常建設共同企業体及び同条第 4 項に規定する地域維持型建設共同企業体の入札参加資格については、適用しない。  
(競争入札及び随意契約への参加)

第 2 条 愛媛県の発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者は、等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者（以下「有資格業者」という。）でなければならない。  
(業者の格付け)

第 3 条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）を提出したものについて行うものとする。

- (1) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税について未納がないこと。
- (2) 県税全税目について未納がないこと。
- (3) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出をしていること（これらの規定が適用されない場合を除く。）。
- (4) 当該年に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値の通知を受けていること。

2 格付けは、次の各号に掲げる工事種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める段階の等級に区分して行うものとする。

- (1) 土木 5 段階の等級

- (2) 建築 4段階の等級
- (3) その他 3段階の等級

3 格付けは、平成7年度を初年度とする毎2年度を単位として、当該毎2年度の建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りについて効力を有する。

(建設工事入札参加資格審査申請書等)

第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

- (1) 印鑑証明書
  - (2) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書
  - (3) 県税全税目（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書
  - (4) 主要取引金融機関の取引証明書
  - (5) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書の写し
  - (6) 前条第1項第3号の要件を満たすことを証する書類（前号の書類により当該要件を満たすことを確認できない場合に限る。）
  - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 本県に主たる営業所を有しない業者にあつては、前項に掲げる書類のほか、建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。
- 3 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書提出後、次の各号（本県に主たる営業所を有する業者にあつては、第1号から第6号までに限る。）に掲げる事項について変更が生じたとき、又は本県に主たる営業所を有しない業者が建設業法第29条若しくは第29条の2第1項の規定により許可を取り消されたときは、建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
  - (2) 営業所所在地
  - (3) 代表者氏名
  - (4) 資本金額
  - (5) 使用印鑑又は実印
  - (6) 技術職員の氏名又は法令による免許等
  - (7) 代理人氏名
  - (8) 建設業の許可番号及び許可年月日

4 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第1項第1号及び第7号に掲げる書類並びに第2項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。

(建設工事入札参加資格審査申請の特例)

第5条 建設業法第17条の2第1項から第3項まで若しくは第17条の3第1項の規定により有資格業者の建設業者としての地位を承継した者又は有資格業者から建設業の一部の譲受け等により当該有資格業者の実態を引き継いだ者は、次項に規定する場合を除き、第3条第1項の規定にかかわらず、当該承継又は引継ぎのあつた日から30日以内に建設業者格付継承申請書（様式第3号）を知事に提出して格付けを受けることができる。

2 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合において、当該格付けに係る建設工事業を引き続き行うときは、当該事実の発生した日から30日以内に、合併等に関する届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 合併
- (2) 分割又は他の法人の分割による事業の全部若しくは一部の承継
- (3) 事業の一部の譲渡又は他の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定

3 第1項の申請書及び前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同項の届出書を提出する場合であつて、実印に変更がないときは、第2号に掲げる書類は、添付することを要しない。

- (1) 承継若しくは引継ぎ又は合併等の事実を証する書類
- (2) 印鑑証明書
- (3) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 前条第2項の規定は、第2項の届出について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第3項」と、「建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）」とあるのは「建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）又は譲渡及び譲受け認可申請書、合併認可申請書、分割認可申請書若しくは相続認可申請書の写し（当該認可を証する書類を添付したもの）」と読み替えるものとする。

5 知事は、第2項の規定による届出に基づいて審査を行い、当該届出をした有資格業者の格付けを変更する必要があると認めるときは、当該格付けを変更するものとする。

（格付けの抹消）

第6条 建設業法第12条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又は同法第29条若しくは第29条の2第1項の規定により許可を取り消されたときは、格付けを抹消する。

（業者の選定及び発注区分）

第7条 業者の選定は、有資格業者のうちから行うものとする。

2 工事種類別の格付け等級及びその発注対象工事は、次表のとおりとし、業者を選定しようとするときは、当該工事の実施設計工費（請負に付すべき金額に支給材料費を加算した純工事費。以下「設計工費」という。）に対応する格付け等級に属する者から行うものとする。ただし、当面の間、当該格付け等級の直近上位の格付け等級に属する者からも選定することができるものとする。

工事種類別	等級	発注対象工事1件ごとの設計工費
土木	S	1億円以上
	A	5,000万円以上1億円未満
	B	3,000万円以上5,000万円未満
	C	1,000万円以上3,000万円未満
	D	1,000万円未満
建築	A	6,000万円以上
	B	3,000万円以上6,000万円未満
	C	1,500万円以上3,000万円未満
	D	1,500万円未満
その他	A	4,500万円以上
	B	1,000万円以上4,500万円未満
	C	1,000万円未満

（業者選定の特例）

第8条 特に緊急を要する工事、特殊機械又は特殊の技術を要する工事その他特別の事由があると認める工事の業者の選定については、第2条又は第7条の規定によらないことができる。

附 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 建設工事請負業者選定要領（昭和36年愛媛県訓令第5号。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要領施行の際現に旧要領に基づいて格付けされている者は、この要領に基づいて格付けされたものとみなす。

- 4 この要領施行の際現に旧要領に基づきなされた工事請負指名（競争参加）願の提出は、この要領第4条の規定により提出された工事請負競争参加願とみなす。
- 5 昭和39年に限り、共同企業体の提出する工事請負競争参加願の提出期限は、第4条の規定にかかわらず7月31日までとする。この場合において当該共同企業体の構成員である業者の全員が同条による工事請負競争参加願を所定の期限内に提出しているものでなければならない。
- 6 格付けを受けようとする者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条第1項に規定する事実又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定する事実がある場合において、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定による納税の猶予又は地方税法第15条第1項若しくは附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けたときは、当該格付けに係る第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、第3条第1項第1号中「消費税」とあるのは「消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項若しくは附則第59条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）」と、同項第2号中「県税全税目」とあるのは「県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）」と、第4条第1項第2号中「地方消費税について未納がない旨の証明書」とあるのは「地方消費税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書並びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等」と、同項第3号中「地方法人特別税について未納がない旨の証明書」とあるのは「地方法人特別税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書並びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等」とする。

前 文（抄）（昭和42年3月22日告示第251号）

昭和42年4月1日から施行する。

前 文（抄）（昭和45年3月27日告示第263号）

昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日規則第18号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年6月6日告示第546号）

（施行日）

- 1 この要領は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 建設業法の一部を改正する法律（昭和46年法律第31号）附則第4項の規定により引き続き建設業を営むことができる者（以下「登録業者」という。）については、改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領（以下「新要領」という。）第4条第2項及び第4項並びに第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 登録業者の新要領様式第1号及び様式第3号の適用については、これらの様式中「許可」とあるのは「登録」とする。

前 文（抄）（平成2年1月26日告示第118号）

この告示の際現に改正前の愛媛県建設工事請負業者選定要領（以下「旧要領」という。）第3条の規定により決定されている格付けについては、改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領（以下「新要領」という。）第3条の規定による格付けが決定されるまでの間は、なお従前の例による。

この告示の際現に旧要領第3条の規定により提出されている建設工事入札参加資格審査申請書は、新要領第3条の規定により提出された建設工事入札参加資格審査申請書とみなす。

附 則（平成6年11月18日告示第1275号抄）

- 1 この要綱は、平成6年11月18日から施行する。

前 文（抄）（平成8年4月1日告示第513号）

公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成11年3月31日告示第499号）

平成11年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成 12 年 11 月 6 日告示第 1546 号）

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 13 年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請及び建設工事入札参加資格審査申請書変更届出について適用し、平成 12 年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請及び建設工事入札参加資格審査申請書変更届出については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成 16 年 2 月 27 日告示第 375 号）

平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項の規定は、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 96 号。以下「公益法人改革推進法」という。）第 2 条の規定による改正後の建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査を受けた者について適用し、公益法人改革推進法第 2 条の規定による改正前の建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査（公益法人改革推進法附則第 3 条第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を受けた者については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成 16 年 11 月 2 日告示第 2225 号）

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第 1 号の規定は、平成 17 年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、平成 16 年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成 16 年 12 月 24 日告示第 2526 号）

平成 17 年 1 月 16 日から施行する。

この告示の際現に改正前の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第 1 号の規定により提出されている建設工事入札参加資格審査申請書は、改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第 1 号の規定により提出された建設工事入札参加資格審査申請書とみなす。

前 文（抄）（平成 17 年 3 月 29 日告示第 731 号）

平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成 18 年 4 月 28 日告示第 691 号）

平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成 18 年 8 月 29 日告示第 1295 号）

平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成 18 年 10 月 31 日告示第 1593 号）

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第 1 号の規定は、平成 19 年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、平成 18 年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成 20 年 3 月 25 日告示第 467 号）

平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領第 7 条第 2 項の規定は、同日以後に入札の公告又は通知を行う工事について適用し、同日前に入札の公告又は通知を行った工事については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成 20 年 11 月 4 日告示第 1562 号）

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第 1 号の規定は、平成 21 年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、平成 20 年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成 22 年 10 月 29 日告示第 1213 号）

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領（以下「新要領」という。）の規定は、平成 23 年度以降

の格付けについて適用し、平成22年度の格付けについては、なお従前の例による。

平成23年度及び平成24年度の格付けについての新要領第3条第1項第3号及び第4条第1項第3号の規定の適用については、新要領第3条第1項第3号中「実施している」とあるのは「実施し、又は当該特別徴収の実施を誓約している」と、新要領第4条第1項第3号中「実施を証するスタンプ」とあるのは「実施又は実施の誓約を証するスタンプ」とする。

前 文（抄）（平成24年11月2日告示第1312号）

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定は、平成25年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、平成24年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成26年11月7日告示第1239号）

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領の規定は、平成27年度以降の格付けについて適用し、平成26年度の格付けについては、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成28年2月16日告示第167号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成28年10月18日告示第1146号）

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領の規定は、平成29年度以降の格付けについて適用し、平成28年度の格付けについては、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成30年10月16日告示第978号）

改正

令和元年7月9日告示第305号

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領の規定は、令和元年度以降の格付けについて適用し、平成30年度の格付けについては、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和元年6月28日告示第238号）

令和元年7月1日から施行する。

前 文（抄）（令和元年7月9日告示第305号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（令和2年10月27日告示第1157号）

告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定は、令和3年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、令和2年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和3年3月2日告示第219号）

令和3年4月1日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領（以下「新要領」という。）第3条第2項の規定に基づく令和3年度以降の格付けは、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前においても同項の規定の例により行うことができる。

新要領第7条第2項の規定は、施行日以後に入札の公告又は通知を行う工事について適用し、施行日前に入札の公告又は通知を行った工事については、なお従前の例による。

この告示の際現に提出されている改正前の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号及び様式第3号の規定による申請書は、それぞれ新要領様式第1号及び様式第3号の規定による申請書とみなす。



10 役職員数					
常勤の役員	従業員数				
	技術関係職員		事務職員	計	
	有資格者	その他職員			
	人	人	人	人	
11 地域貢献活動の状況					
	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
12 本県との非常事態に関する協定に基づく応急対策業務等の実績					
協定の名称		実施期間	年 月 日 から		
業務内容			年 月 日 まで		
13 インターンシップ、出前講座等の実施状況					
	活動の概要	主催者	活動期間		
1					
2					
14 労働福祉の状況（該当するものを☑すること。）					
雇用保険加入状況	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外	健康保険加入状況	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外	厚生年金保険加入状況	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外
就業規則における育児休業制度の規定状況			<input type="checkbox"/> 規定している	<input type="checkbox"/> 規定していない	
次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画策定状況			<input type="checkbox"/> 策定している	<input type="checkbox"/> 策定していない	
15 建設業労働災害防止協会（建災防）への加入状況					
加入の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（該当するものを☑すること。）		加入年月	年 月	
16 第三者賠償責任補償保険（年間包括契約に限る。）への加入状況					
加入の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（該当するものを☑すること。）		填補限度額	身体賠償	万円
保険期間 （補償期間）	年 月 日 ～ 年 月 日			財物賠償	万円
17 不当要求防止責任者講習受講状況					
受講者氏名		受講年月日	年 月 日		



18 協力雇用主への登録状況					
登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)			登録年月	年 月
19 えひめジョブチャレンジU-15事業 受入事業所等への登録状況					
登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)			登録年月	年 月
20 建設機械の保有状況	台				
21 障害者雇用状況					
(1) 障害者の雇用義務					
義務の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)				
(2) 障害者の雇用義務がある者の雇用義務の達成状況 (上記(1)で「有」を選んだ場合に限り記入すること。)					
達成の状況	<input type="checkbox"/> 達成している <input type="checkbox"/> 達成していない (該当するものを☑すること。)				
(3) 障害者の雇用の有無 (上記(1)で「無」を選んだ場合に限り記入すること。)					
雇用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)				
(4) 雇用障害者情報					
個別状況	身体障害者手帳等の番号			障害等級又は程度	
1					
2					
3					
4					
5					
22 愛媛県に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況					
(1) 親会社 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)			(2) 子会社 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)		
商号又は名称	許可番号	住 所	商号又は名称	許可番号	住 所
(3) 役員の兼任 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)					
役職	氏 名	許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職	



26 建設機械運転業務の有資格者の雇用状況				
	氏名	生年月日	雇用年月日	資格の種類
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

  

27 防災士等の有資格者の雇用状況				
	氏名	生年月日	雇用年月日	資格の種類
1				
2				
3				
4				
5				

  

28 表彰受賞歴			
表彰区分コード	表彰の種類	受賞年月日	備考 (業種及び工事名)

  

29 監督処分及び入札参加資格停止措置の状況			
実施行政庁	処分等の年月日	処分等の内容・期間	処分等の理由

  

30 主要取引金融機関名 (支店名まで記入すること。) (該当するものを☑すること。)	
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座

  

31 入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑	
使用印	実印

様式第2号（第4条関係） 建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書

法人番号（法人の場合）													
<p>建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>年度建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）に係る審査事項について次のとおり変更しました。</p>													
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日										

注 1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。

2 届出に係る事項についての変更後の愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第4条第1項第1号及び第7号に掲げる書類並びに同条第2項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付すること。

様式第3号（様式第5条） 建設業者格付継承申請書

法人番号（法人の場合）														
<p>建設業者格付継承申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>年 月 日をもって次のとおり事業継承しましたので、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示607号）に基づく格付けの継承を承認してください。</p>														
区 分	許 可 番 号 許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	営 業 所 所 在 地										
元 格 付 者	( ) 第 号 .													
格 付 継 承 者	( ) 第 号 .													
格付継承理由 及び事業継承 状況														
債権、債務そ の他財産に関 する継承状況														
技術者及び使 用人について														
入札、見積 り、契約及び 契約に基づく 行為に使用す る印鑑	使 用 印						実 印							
そ の 他														

注 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。

様式第4号（第5条関係） 合併等に関する届出書

法人番号（法人の場合）																			
合併等に関する届出書																			
年 月 日																			
愛媛県知事										様									
										住 所 商号又は名称 代表者氏名									
届出に係る事実 <small>（該当する番号を○で囲むこと。）</small>					1 合併 2 分割 3 他の法人の分割による事業の全部又は一部の承継 4 事業の一部の譲渡 5 他の法人の事業の全部又は一部の譲受け 6 民事再生法に基づく再生手続開始の決定 7 会社更生法に基づく更生手続開始の決定														
届出に係る事実の具体的内容																			
合併、分割、事業の譲渡等の日又は再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定があつた日					年 月 日														
入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑					使用印										実印				
そ の 他																			

注1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。

2 「入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑」欄は、使用印又は実印に変更があつた場合にのみ押印すること。